

議案第 24 号

墨田区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 13 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

墨田区公害健康被害認定審査会条例（昭和 50 年墨田区条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 45 条第 4 項」を「第 45 条第 3 項」に改める。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条中「意見をきき」を「その意見を聴き」に、「者から」を「者に」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条を第 7 条とし、第 2 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 2 条 審査会は、委員 10 人以内をもって組織する。

付 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正により、公害健康被害認定審査会の委員の定数について区の条例で定めることとされることに伴い、墨田区公害健康被害認定審査会の委員の定数を定める必要がある。